

募集中！

第13期 島根県地球温暖化防止 活動推進員

●応募対象

島根県内在住かつ18歳以上
詳細は裏面をご覧ください

●委嘱期間

2年間（令和8年12月1日～令和10年11月30日）

●地球温暖化防止活動推進員（推進員）とは？

「地球温暖化防止活動推進員（推進員）」は、地域で地球温暖化対策の普及啓発などに取り組むボランティアです。

●活動内容（具体例）

- 保育所（園）、幼稚園で、子どもへの環境に関する絵本の読み聞かせ
- 地球温暖化の学習会を企画・実施
- 生ごみ減量化の普及（家庭用コンポストの勉強会や普及活動）
- ごみ拾い等の環境保全活動（海岸漂着物の回収活動）等

●応募方法

下記二次元バーコード先サイトからご応募ください。
郵送、FAX、メールでのご応募も可能です。

推進員募集サイト



（島根県HP）

一緒に始めよう、
未来につながる活動を！



応募要件

- (1) しまねエコライフサポーターに登録いただける方
- (2) 島根県における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する方
- (3) 県内市町村とその地域協議会、島根県地球温暖化防止活動推進センター、島根県及びしまねエコライフ推進会議の行う施策に協力し、行動できる方
- (4) 次にあげる要件のいずれかに該当する方
 - ア センターが実施する島根県地球温暖化防止活動推進員養成研修を修了した方
 - イ 現に研究機関又は高等教育機関において環境問題に携わっている等地球温暖化対策について高度な知識、活動実績等を有すると認められる方

活動内容

1. 自らが日常生活において地球温暖化対策を実践するとともに、センターが行う研修に積極的に参加する等により、推進員としての資質向上に努める。
2. 推進員は、地域において関係機関と連携し、次の各号に掲げる活動を行う。
 - (1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について県民の理解を深めること。
 - (2) 県民に対して、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
 - (3) 地球温暖化防止の推進を図るための活動を行う県民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をする事。
 - (4) 温室効果ガスの排出抑制等のために国又は関係機関が行う施策に必要な協力をすること。

委嘱 地球温暖化対策推進法第37条に基づく島根県知事の委嘱状をお渡しします。

支援 推進員の活動による交通費等の旅費を支給します。
活動報告を提出された方に別途年間5千円(税込み)を活動経費として支給します。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

島根県環境生活部環境政策課 エコライフ推進係

所在地:690-8501 島根県松江市殿町1番地

電話番号:0852-22-6343 FAX:0852-25-3830 メール:kankyo@pref.shimane.lg.jp